

「いじめ問題と教員」

山形県教職員組合田川地区支部 書記長

遠藤 学

はじめに

2014年1月、山形県内の中学1年の女子生徒が新幹線にひかれ自死するという、とてもつらく悲しい出来事が起きた。2013年に「いじめ防止対策推進法」が制定されたが、法律施行後わずか3ヶ月で起きてしまった出来事だった。

2011年に滋賀県内の市立中学校の当時2年生の男子生徒が、いじめを苦に自宅で自死した事件は、全国で大きく報道された。滋賀県教育委員会は、当時担任だった男性教諭を減給10分の1(1カ月)、校長を減給10分の1(1カ月)、教頭を文書訓告、学年主任を嚴重注意の懲戒処分にしたと発表している。

山形県の女子生徒の自死から2年以上が過ぎ、この間、第三者委員会からの報告や県教育委員会からの処分も発表された。出来事を振り返りながら、「いじめ問題と教員」という視点で考えてみる。

いじめ防止対策推進法の施行

「いじめ防止対策推進法」は2013年6月28日に与野党の議員立法によって国会で可決成立し、同年9月28日に施行された。この法律には以下のような内容が記されている。

◆いじめ防止対策推進法

第一章 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理

念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

第二章 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止のための対策に関する基本的な方針」の策定について定めること。
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

第三章 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として (1)道徳教育の充実、(2)早期発見のための措置、(3)相談体制の整備、(4)インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として (5)いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、(6)調査研究の推進、(7)啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として (1)いじめの事実確認、(2)いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、(3)いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

第四章 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態発生

の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

第五章 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

◆いじめ防止基本方針の策定

国によって制定・策定されたいじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針(2013.10)を踏まえ、山形県では「山形県いじめ防止基本方針」(2014.4)が、生徒が自死した市でも「市いじめ防止基本方針」(2015.9)が策定された。県や市の基本方針は、後述する生徒の自死後の策定となっている。

山形県内の女子生徒の自死

2014年1月、山形県内中学校の3学期始業式の日、悲しい出来事は起きた。この出来事の流れを第三者委員会の報告や分会からの報告をもとに簡潔に記しておく。

2013年4月、女子生徒は当該中学に入学した。女子生徒はクラスではおとなしく、1人でいたり小説を読んだりすることが多かった。同じクラス内には大声でしゃべる生徒たちもいた。

女子生徒に対し、ちょっとしたことを捉え、悪口を言うグループがあった。担任は女子生徒への悪口を気に掛けていた。夏休みが明けて悪口は継続し、嫌がらせは無視する働き掛けに変わっていったと思われる。

また女子生徒が入部した部活動は、1年生が複数のグループに分かれるようになった。

部活動の雰囲気に影響力のあるグループが、女子生徒に悪口とともに対立的な態度を取るようになった。

母親は部活動の様子を心配して、担任に電話で相談した。担任は学年主任や教頭に報告をし、担任は生徒から事情を聞いたり、顧問は部員への指導や練習方法の改善などの対応をした。これらの指導の経緯は、学年主任や教頭、校長へも報告されている。

年末年始休業が明け3学期始業式当日の2014年1月7日、友人と一緒に登校していた女子生徒は、登校途中で様子が変わり、友人に「先に行っていていいよ」と言って別れ、その後午前7時55分ごろ、新幹線にひかれ自死した。

◆県教育委員会の処分

山形県教育委員会は2016年3月15日、いじめを把握し適切な対応を取ることができなかったとして、男性教諭3人と管理職1人の計4人を減給や戒告の懲戒処分にする」と発表した。

20代の学級担任と30代の部活動顧問を減給10分の1(3カ月)、50代の学年主任と教頭を戒告とした。担任と顧問に関しては、女子生徒が人間関係で悩んでいたにもかかわらず、SOSのサインなど状況を把握した上で、適切な対応を取らなかったとした。保護者が相談を持ち掛けていたにもかかわらず、その対応も不十分だったと判断した。学年主任、教頭に関しては、管理・監督する立場にしながら、指導に適切さを欠いたとした。校長は既に退職しているため懲戒処分を行うことはできないが、仮に現職であれば「担任や顧問と同等の処分となる」と述べた。

当該市の教育委員会は同日、監督責任があったとして、市教育長を文書訓告、当時の教育次長と学校教育課長を口答嚴重注意の処分とした。

市教育長は任期を半年残して3月末日に辞任した。市教委を通じて「いじめの事案を防げなかったのは痛恨の極みだが、引責ではない。いじめの再発防止の取り組みなどに、一定の道筋を付けることができた」とコメントした。

山形県知事は3月22日の定例記者会見で、山形県内の中1女子が自死した問題で、当時の学級担任らが懲戒処分になったことに関し「県教委は厳しく判断したと考える。県民も納得してくれると思う。教育関係者は重く受け止めてほしい」と述べた。他県の同様事案と比べ重い処分との見解を示した。

◆教員に向けられる責任

この件について、子どもたちの指導に日夜悩みながら携わっている教員にその責任が課せられた。一番重い処分が担任等に課せられているところも注目しなければならない点である。その担任等の指導・監督にあたる立場の職員等に対しては、担任の処分を超えるものはなかった。

この処分の発表後、山形県教職員組合は山形県教委に対し「質問」という形で問い合わせをしている。質問の大きな内容は、

- ①今回の件(処分)に関しての法的根拠
- ②本人(担任や顧問)から直接話を聞く場面は設定したか
- ③減給3カ月の適用理由
- ④今後の処分適用について
- ⑤処分に対する本人(教員)へのフォローについて
- ⑥人事評価について
- ⑦県教委・教育事務所の責任
- ⑧教育現場の多忙と今回の出来事に関連について

である。これらの質問に対し、県教委からのコメントはなかった。

当該中学校においては生徒の自死以前から毎月初めに『心の点検表』といった調査をして10年以上にもなっている。内容は「勉強、生活、部活、友達、家族、その他」の6項目に対してレベルを1～5の段階で記入するものである。そしてレベルが高いものに関しては、二者面談を行うことになっている。

今回の女子生徒に関しても、担任はこの調査から悩みを把握しており、本人と面談を行うなどして対応している。解決方法に関し、本人の気持ちを尊重する配慮もしていた。

しかし、女子生徒は自死してしまった。教員たちも皆なぜ防げなかったのか悔やん

でいる。そして、一番重い処分を受けたのは生徒たちと精一杯対応した教員であった。

◆県知事への要請書

山形県教職員組合は2016年3月30日、山形県知事と県教育長に対し「豊かな教育活動を実現する教育環境整備を求める要請書」を提出した。以下にその内容を抜粋して掲載しておく。

(要請書前文省略)

さて、私たちも2度とあってはならない重大な問題と捉えている生徒自らが命を絶った事案について県教育委員会は3月16日に教諭ら4人を減給などの懲戒処分を行いました。学校現場が卒業式を迎えるこの時期に、なぜ、突然の記者会見、新聞発表なのか大いに疑問でありました。この間、学校現場の教職員は懸命に生徒と向き合い、心の支えとなる教育活動に日々努力してまいりました。今回の県教育委員会の対応は学校現場にとっては配慮に欠けたものであると言わざるを得ません。また、その内容についてもそれぞれの教育関係者の職責の重さを勘案すれば妥当なのか大いに疑問であります。

私たちは学校現場に真に豊かな教育活動を実現するために運動を展開してきました。最大の課題は人員配置増による教育条件の整備です。教職員定数の改善による少人数学級の推進が急務です。そして、学校現場の教職員が子どもたちと向き合う時間を確保できる教育環境をいかに整備するかが、教育課題解決のために求められています。子どもたちに豊かな教育環境を保障し、教職員には豊かな教育活動に専念できる賃金労働条件を保障することこそが教育行政に求められています。以下、要請いたします。

記

- 1 教職員が子どもたちと向き合い豊かな教育、心の通う教育充実のため、人員配置増をし、少人数学級を推進すること。
- 2 教職員が安心・信頼して職務に専念できるよう、教育環境条件整備を一層図ること。

いじめに関する諸調査



文部科学省では、いじめ等に関する調査を継続して行っている。その中から調査結

果の推移について注目してみた。いじめに対する対策は、数値に表れてきているのだろうか。

◆いじめの認知件数の推移

	2009(H21)	2010(H22)	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)
小学校	34,766	36,909	33,124	117,384	118,748	122,721
中学校	32,111	33,323	30,749	63,634	55,248	52,969
高等学校	5,642	7,018	6,020	16,274	11,039	11,404
特別支援学校	259	380	338	817	768	963
計	72,778	77,630	70,231	198,109	185,803	188,057

◇平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」に関する調査結果について
2015.10.27 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 より

◆規範意識の推移

○規範意識【小学校】	2007(H19)	2009(H21)	2013(H25)	2015(H27)
学校のきまりを守っていますか	31.5%	35.7%	39.8%	41.7%
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか	76.1%	76.6%	79.9%	81.8%
人の役に立つ人間になりたいと思いますか	66.3%	67.7%	70.9%	71.6%

○規範意識【中学校】	2007(H19)	2009(H21)	2013(H25)	2015(H27)
学校のきまりを守っていますか	39.6%	44.2%	52.5%	58.4%
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか	58.3%	61.6%	71.1%	72.8%
人の役に立つ人間になりたいと思いますか	60.3%	61.5%	69.5%	71.9%

※「当てはまる」と回答した児童生徒の割合

◇2015年度全国学力・学習状況調査 より

児童生徒の質問紙への回答状況として、規範意識に関わる項目について、初めて調査を行った平成19年度と比較すると、「当てはまる」と回答する児童生徒が増加。特に、中学校において顕著な傾向

この調査結果にあるように、子どもたちの規範意識は向上しているにもかかわらず、いじめの認知件数は減らない(増えている)。

個を尊重する社会へ



いじめに関する重大な事件・事故が起きたことによって、国や自治体では法律や基本方針が制定・策定された。アンケート調査も学校で定期的に頻繁に行われるようになった。アンケート調査により、学校現場ではアンケート調査の結果対応に追われ、

新たな多忙が生じている。今、学校現場で求めているのは「多忙の解消」である。そのことを考えると、アンケートの事後対応に追われていることに大きな疑問を持たざるを得ない。今重要なのは、様々な会議や提出物、部活動、そして児童生徒や保護者への対応等、日々のスケジュールをこなすことに追われ、突発的な事柄に充分対応することが難しい状況にある問題点を解決することである。家庭環境や個性の異なる子どもたちにじっくりと向き合える、話しかけ

られる時間の確保が必要である。

学校の教員・子どもたちはいじめ撲滅をめざしてとりくんでいる。山形県内のある中学校では、生徒会で「いじめ撲滅宣言」を策定し、「いじめをしない、させない、見逃さない」と決意を盛り込んだ内容で、宣言書を廊下や教室に掲示した。また「ぼかぼかDay」と銘打ち、「いじめ撲滅の意識を高めましょう」と生徒全員が黄色いリボンを付け、いじめ撲滅の象徴としたとりくみもしている。こういったとりくみを通して生徒の間にはいじめ防止に対する意識の高まりやまとまりが生まれ、学校全体でも統一感が出てきたと感じてきている。このように学校現場では、様々なとりくみを通して、より「個を尊重する」心を育てようとしている。

私たちの身の回りがいじめの存在しやすい社会構造だとしたら、なぜそうになってしまうのか社会全体で考えていかなければならない。私たちや子どもたちは過大なストレスを抱えていないのか、心や体に十分な

ゆとりはあるのか、学校での学習に満足しているのか、家庭や地域で安心した暮らしができているのか、人と人がつながることを望んでいるか、人を愛し、人からしっかりと愛されているか、そういったことなどを検証した上で、個をより尊重する社会を、それぞれの立場で努力しながら築いていかなければと思う。

とにもかくにも、つらく悲しい自死や、いじめに苦しむ子どもたちがなくなり、子どもたちも教員も安心して充実した学校生活を送ることができるように祈るばかりである。

プロフィール

遠藤 学 (えんどう まなぶ)

1967年 山形県朝日村(現鶴岡市)生まれ
1983年 山形県立鶴岡南高等学校入学
1986年 新潟大学入学
1992年 山形県中学校教員採用
2014年 山形県教職員組合田川地区支部書記長
現在に至る

本を紹介します

親と子と教職員の教育相談室 徳永 恭子

「見逃さないで！ 子どもの心のSOS 思春期にがんばってる子」

著者 明橋 大二(スクールカウンセラー 心療内科医) 1万年堂出版

明橋大二先生は、現在真生会富山病院の心療内科医です。スクールカウンセラーとしてもNPO法人の理事長としても活躍されている方です。この本の中の一言一言がたいへん示唆を含んでいると思います。

「子どもがそれだけ暴れるということは、どこかで本人も苦しんでいるんじゃないですか？」「息子は、いじめられていることを話したくても、きっと話せなかったんだと思います」「子どもを自立させるにはどうしたらいいかー。甘えない人が自立するの

はなく、甘えた人が自立するのです」

タイトルだけでもはっと思うことが満載です。不登校・虐待・反抗・体罰・反社会的行動・いじめ・引きこもり・自立など様々な課題を丁寧に、子どもに寄り添うという視点で書かれており分かりやすい本です。具体的な事例をもとに書かれているので、自分の課題や困っていることに引き寄せて考えることができると思います。